

国会事故調の現地調査要望に対する 東京電力説明についての論点

論点	東京電力説明(1-2)および東京電力が設置した 第三者検証委員会見解(3-5)	新聞報道等が指摘する問題点
1 現場の明るさ	4階の現場は「真っ暗」である	4階に薄明るい場所は存在していた
2 随行拒否	現地調査には東京電力は随行しない	国会事故調への全面的協力方針との齟齬
3 説明の位置付け	事務局との打ち合わせと認識	窓口担当者(玉井企画部部長)による 訪問説明
4 故意又は過失	説明者(玉井企画部部長)の勘違い、 過失である	東京電力が設置した第三者検証委員会の 見解への疑義
5 組織的関与の有無	直属の上司、担当部長、担当役員、 社長、会長とも関与なし	東京電力が設置した第三者検証委員会の 見解への疑義

国会事故調が、地震による損傷の可能性を排除しない主な理由

1. 平成18(2006)年の耐震設計審査指針に照らした耐震バックチェックと耐震補強が未了であったことから、発電所設備が今般の**地震動に耐え得ない可能性**があること
2. 地震直後に大規模な「冷却材喪失事故」(LOCA)は確認されていないが、**小さな配管破断とそれによる炉心損傷や炉心溶融の可能性**があること(独立行政法人原子力安全基盤機構の解析結果)
3. 1号機A系の**非常用交流電源喪失が津波到着前に生じている**こと
4. 地震発生当時、1号機の建屋4階の作業員数人が原因は特定できないものの**出水を目撃している**こと
5. 1号機の運転員は、地震直後の非常用復水器(IC)操作にあたって、配管からの**冷却材の漏れを気にしていた**こと
6. 主蒸気逃がし**安全弁(SR弁)**が、2号機・3号機には開閉記録があるものの、1号機にはないため、**作動しなかった可能性**を否定できないこと

出典：国会国立図書館「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」
(調査と情報—ISSUE BRIEF—No.756)